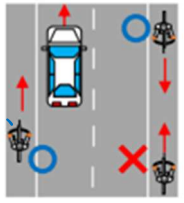



令和8年度 交通安全テスト 解答

	<p>問題と解説</p>	<p>解答</p>
<p>①</p>	<p>青切符の対象となるのは16歳以上であるが、高校生であれば対象とならない。 2026年（令和8年）4月1日より、道路交通法改正に基づき自転車への「交通反則通告制度（いわゆる青切符）」が新たに導入されている。 これまでは自転車の違反に対して、主に「指導警告」や、刑事罰の対象となる重い「赤切符」が運用されてきたが、今後は、16歳以上の運転者による一定の違反に対し、現場で青切符が交付され、反則金の納付が求められるようになる。高校生であっても除外されない。</p>	<p>×</p>
<p>②</p>	<p>自転車を運転するときは、ヘルメットを被るよう努めなければならない。 問題のとおり、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗用中のヘルメット着用の努力義務が課されている。 【道路交通法第63条の11】令和5年4月1日施行</p>	<p>○</p>
<p>③</p>	<p>自転車は、法律上は軽車両で、原則として歩道を通行しなければならない。 原則、車道を通行しなければならない。違反すると、通行区分違反（反則行為）として反則金（6,000円）の対象となる。</p> <p>例外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路標識、道路標示で歩道を通行することができるとき ・13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき ・車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき 	<p>×</p>
<p>④</p>	<p>自転車で路側帯を通行する場合、道路の右側にある路側帯を通行しなければならない。 道路の左側にある路側帯を通行しなければならない。逆走は見通しの悪いカーブで対向車から自転車が見えず正面衝突する危険がある。また、交差点で自転車が自動車の左方から飛び出してきたときに自動車の発見が遅れブレーキをかける余裕がなくなる。違反すると、通行区分違反（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となる。</p>  <p>路側帯</p>	<p>×</p>
<p>⑤</p>	<p>「自転車歩道通行可」の道路標識がある歩道を自転車で通行する場合、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。 問題のとおり、違反すると、歩道徐行等義務違反（反則行為）として反則金（3,000円）の対象となる。</p> 	<p>○</p>

⑥	<p>自転車で交差点手前を走行中、前方の信号が黄色に変わったら、他の交通に注意して進まなければならない。</p> <p>信号が黄色の場合は、安全に止まれないときを除いて、停止位置を超えて進行してはいけない。違反すると、信号無視（反則行為）として反則金（6,000円）の対象となる。</p>	×
⑦	<p>自転車は軽車両なので横断歩道進行時でも、歩行者用信号機ではなく車両用信号機に従う。</p>  <p>自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」、歩道から横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従う。違反すると信号無視（反則行為）として反則金（6,000円）の対象となる。</p>	×
⑧	<p>自転車を運転しているときに、スマートフォンを手で持って通話したり、画面を注視したりすると反則金の対象となる。</p> <p>問題のとおり。停止している場合を除いて、スマートフォン等で通話したり、画面を注視したりしてはいけない。手に保持して通話したときや、手に保持して画面を注視したときも、携帯電話使用等（保持）（反則行為）として反則金（1万2,000円）の対象となる。これは自転車の反則金中で最も高額となっている。</p>	○
⑨	<p>自転車を運転するときに、イヤホンで耳を完全に塞いで周囲の音が聞こえない状態で走行すると反則金の対象となる。</p> <p>問題のとおり。違反すれば公安委員会遵守事項（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となる。</p>	○
⑩	<p>夜間の無灯火運転はしてはいけない。</p> <p>問題のとおり。夜間は、ライトをつけなければならない。違反すると、無灯火（反則行為）として反則金（5,000円）の対象となる。</p>	○
⑪	<p>歩行者の妨害とならなければ、自転車の並進をすることができる。</p> <p>自転車は、並進してはいけない。違反すると、並進禁止違反（反則行為）として反則金（3,000円）の対象となる。</p>	×
⑫	<p>左右の見通しが悪い交差点や道路の曲がり角付近では徐行しなければならない。</p> <p>問題のとおり。違反すると、徐行場所違反（反則行為）として、反則金（5,000円）の対象となる。</p>	○
⑬	<p>横断歩道を横断しようとする歩行者がいるときは、歩行者が横断する前に素早く通行しなければならない。</p> <p>横断歩道の直前では停止できる速度で進行し、横断中又は横断しようとする歩行者がいるときは一時停止し、通行を妨げてはならない。違反すると、横断歩行者等妨害等（反則行為）として、反則金（6,000円）の対象となる。</p>	×

<p>⑭</p>	<p>じてんしゃ た しやりよう つうこう ぼうがい もくてき きゅう だこううんてんとう うんてん 自転車^{じてんしゃ}で他の車^た両^{しやりよう}の通行^{つうこう}を妨害^{ぼうがい}する目的^{もくてき}で、急^{きゅう}ブレーキ^{だこううんてんとう}や蛇行^{うんてん}運転^{だこううんてんとう}等^{うんてん}(あおり運転^{うんてん}))を^をすると、拘禁刑^{こうきんけい}又は罰金^{ばっきん}が科^かされる。 問題^{もんだい}のとおり。このよう^{このよう}な妨害^{ぼうがい}運転^{うんてん}には、原則^{げんそく}として、3年^{ねん}以下^いの拘禁刑^{こうきんけい} 又は50万円^{まんえん}以下^いの罰金^{ばっきん}が科^かされます。</p>	<p>○</p>
<p>⑮</p>	<p>じてんしゃ こうつうじ こ お あと ふしょうしゃ きゅうご また けいさつ ほうこく 自転車^{じてんしゃ}で交通^{こうつう}事故^じを起こ^おした後^{あと}、負傷^{ふしょう}者を救護^{きゅうご}しない又は警察^{また}に報告^{けいさつ}しなかつた 場合^{ばあい}、拘禁刑^{こうきんけい}又は罰金^{ばっきん}が科^かされる。 問題^{もんだい}のとおり。負傷^{ふしょう}者を救護^{きゅうご}しなかつたとき、救護^{きゅうご}措置^そ義務^ち違反^ぎとして 1年^{ねん}以下^いの拘禁刑^{こうきんけい}又は10万円^{まんえん}以下^いの罰金^{ばっきん}が科^かされるほか、警察^{けいさつ}に報告^{ほうこく}しな かつたとき、事故^じ不申告^{ふしんこく}として、3月^{がつ}以下^いの拘禁刑^{こうきんけい}又は5万円^{まんえん}以下^いの罰金^{ばっきん} が科^かされます。</p>	<p>○</p>